

みなさんと市議会

請願・陳情 市の行政に関する意見や要望があるときは、請願書、陳情書を市議会に提出することができます。岡山市議会では、議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情と呼んでいますが、請願書も陳情書も同じ扱いです。

提出された請願書や陳情書は、議長が受理し、その後、定例市議会で関係する常任委員会や議会運営委員会に付託し（市外から郵送された陳情は所管委員会へ参考配付）、最終的に本会議で採決し、議会としての結論を出します。審査結果が確定すると、議長はそれを提出者に通知します。採択したものは、必要に応じて市長等の執行機関に送付し、次回の定例市議会で処理経過や結果の報告を受けることになっています。

■作成・提出について■

請願・陳情の書式例

請願書（陳情書）

紹介議員氏名（署名又は記名押印）
（注）陳情書には紹介議員は要りません。

件名 _____ に関する請願（陳情）

要旨 _____

理由 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

岡山市議会議長 _____ 様

請願（陳情）者
住所 _____
氏名 _____ 印

- 1 件名、要旨及び理由を記載してください。
- 2 提出年月日、請願（陳情）者の住所、氏名（法人の場合は、その名称及び代表者名）を記載し、押印してください。
- 3 請願書には紹介議員1人以上の署名又は記名押印が必要です。
- 4 道路、河川、下水道など場所に関するものについては、略図等を添付してください。

**贈らない！
No! 求めない！ No!
受け取らない！**

政治家は公職選挙法により、選挙区内での寄附行為等が禁止されており、贈り物をする、地域行事に祝儀等を出すことができません。ご理解とご協力をお願いいたします。

■受付について■

請願書、陳情書は議会の開会中、閉会中を問わず、いつでも受け付けていますが、事務処理の都合により、定例市議会ごとに締切日を設けています。

問い合わせ先 議会事務局議事課 電話(086)803-1531

市議会日誌

【10月】

- 16日 企業会計決算審査特別委員会
- 19日 特別会計決算審査特別委員会
- 20日 一般会計、企業会計決算審査特別委員会
- 21日 一般会計決算審査特別委員会
- 22～23日 特別会計決算審査特別委員会
- 26日 一般会計、特別会計、企業会計決算審査特別委員会
- 27日 安心のまちづくり、都市活力創出、男女共同参画・次世代育成調査特別委員会

【11月】

- 2～6・13日 一般会計決算審査特別委員会
- 16日 市民文教委員会
- 17日 男女共同参画・次世代育成調査特別委員会
- 20日 保健福祉委員会
- 25日 議会運営委員会
- 26日 総務、保健福祉、環境消防水道、経済、建設、市民文教委員会及び同協議会
- 27日 11月定例市議会開会日
総務委員会

【12月】

- 4日 議会運営委員会
- 4～9日 7会派による代表質問
- 9日 議会運営委員会
- 9～15日 28人の議員による個人質問
- 17日 総務、保健福祉、環境消防水道、経済、建設、市民文教委員会
- 18日 総務委員会
- 21日 議会運営委員会
- 22日 11月定例市議会最終日
環境消防水道委員会
- 【1月】
- 12日 議会運営委員会